

○総務省告示第百五十五号

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第十條第二項の規定に基づき、電波法第百三條の二第四項に規定する電波利用料に係る指定納付受託者の立入検査を行う職員の身分を示す証明書を次のとおり定め、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

総務大臣 松本 剛明

(表画)

第 号

指定納付受託者検査職員証明書

この証明書を携帯する職員は、電波法第 103 條の 2 第 4 項に規定する電波利用料に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律第 10 條第 2 項の規定により立入検査を行う権限を有する者であることを証する。

所 属
氏 名
交 付
有 効 期 限

年 月 日
年 月 日

総 務 省 印

(裏面)

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律抜粋

第 10 条第 2 項 各省各庁の長は、第 6 条から前条までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定納付受託者の事務所に立ち入り、指定納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録

であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第10条第3項 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

備考 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

附 則

この告示の施行の際現に交付されている平成二十六年総務省告示第三百八号（立入検査を行う職員の身分を示す証明書を定める件）による証明書は、この告示による証明書とみなす。